

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月頃から、平成〇年〇月〇日にA会社を最終粉じん職場として離職するまでの間において、約〇年〇か月間、アーク溶接やガス溶断等の粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日付けで、労働局長からじん肺管理区分「管理2、PR1、合併症続発性気管支炎、療養要」と決定され、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、労災保険により加療を受けていたが、平成〇年〇月〇日、死亡した。

B病院C医師の死亡診断書によると、直接死因として「肺腫瘍」、肺腫瘍の原因として「じん肺」、じん肺の原因として「労災」と記載されている。

- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の死亡はじん肺が原因であり、業務によるものであると主張しているので、以下検討する。

(2) 被災者の死亡原因について、C医師は、平成〇年〇月〇日付け死亡診断書において、「(ア) 直接死因 肺腫瘍、(イ) (ア) の原因 じん肺」と記載し、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日(初診時)のX線CT所見では、既に肺門部の腫瘍陰影が認められ(当時は気付かず診断できていない)、平成〇年〇月〇日に肺炎で入院した際全身をチェックしたが、他に病変を認めないので、肺原発と判断した。じん肺と肺癌の関係は明らかであり、関与がある。さらに、肺炎を合併したために死亡が早期に起こった。」と述べており、両医師とも、被災者の死亡の直接原因は、肺腫瘍であるとしている。もっとも、同判断の根拠についてみると、E医師の平成〇年〇月〇日付け画像診断報告書における、要旨、「肺炎の所見かもしれないが、肺門部に腫瘍状軟部組織構造が疑われる所見や縦隔リンパ節腫大が見られ、肺癌が存在する可能性もある。」との記載及びF医師の同年〇月〇日付けC医師宛て診療情報提供書における、要旨、「右肺野中心に浸潤影を認め、血痰持続していることから肺胞出血の可能性は高い。また、右肺門部腫瘍影の存在が疑われる。」との記載に限られており、肺腫瘍の確定診断はされていないと判断することが相当である。

一方、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「被災者のじん肺は管理区分決定当初はPR1であり、その後も第I型のまま著変なく推移しており、じん肺による肺機能障害、合併症の急性増悪も認められない。平成〇年〇月頃より出現した右肺の炎症性変化か、その他の変化から肺炎を発症

し、それが重篤化し死亡に至ったものと考えられる。本件死亡に関して、じん肺（合併症を含む。）が相対的に有力な原因となって死亡したものとは認められない。」と述べている。

さらに、H医師も、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、要旨、「被災者の死亡に関して、じん肺及びその合併症としての続発性気管支炎は、重篤なものではなく、おおむね安定して推移していたことから、それらが有力な死亡の原因となったものとは認められないと考える。その一方で骨髄異形成症候群を基礎疾患に有し、その悪化に伴い「肺炎」や「肺出血」を合併したことが死亡に関与したと考えられ、相対的に有力な原因と判断される。」と述べている。

以上のとおり、被災者がり患していたじん肺が、その死亡について、有力な原因になったことは、両医師ともこれを否定しており、当審査会としても、これらの意見を妥当なものとして判断する。

なお、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日に初診。末梢球に芽球がみられ、かつ、血小板数の減少がみられたため、骨髄異形成症候群（疑い）と診断した。確定診断のため骨髄検査をお勧めするも再診されず。じん肺、続発性気管支炎との相当因果関係の可能性は低い。」とじん肺による影響を否定している。

(3) 以上から、被災者の死亡とじん肺及びその合併症との間に相当因果関係を認めることはできない。

(4) そのほか、再審査請求代理人から提出された資料及び一件記録を子細に検討したが、上記判断を左右する点は見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。